

# 監査等委員会規程

PayPay 株式会社

制定日	2023年6月27日
最終改定日	2026年3月12日

## 目次

第1条（目的）	2
第2条（組織）	2
第3条（監査等委員会の責任と権限）	2
第4条（開催）	3
第5条（招集権者）	3
第6条（招集手続）	3
第7条（関係者の参加）	3
第8条（決議の方法）	3
第9条（監査等委員会の決議事項）	3
第10条（監査等委員会に対する報告）	4
第11条（議事録）	5
第12条（監査等委員会事務局）	5
第13条（改廃権限）	5
第14条（改廃事務等）	5

## 第1条（目的）

本規程は、法令及び定款に基づき、監査等委員会に関する事項を定める。

## 第2条（組織）

1. 監査等委員会は、法令及び上場証券取引所の定める独立性の要件を満たした、3名以上のすべての監査等委員である取締役（以下、本規程において「監査等委員」という。）で組織する。各監査等委員は、過去3年間、当社またはいずれかの子会社の財務諸表の作成に関与していない者でなければならない。すべての監査等委員は財務に関する知識を有し、少なくとも1名は、Nasdaq規則が求める財務の高度な知見を備えるものとする。なお、当社の開示義務の観点から、取締役会は、いずれかの監査等委員が米国企業改革法に基づく監査等委員会財務専門家としての適格性を有するか否かを毎年判断するものとする。
2. 監査等委員会は、監査等委員会の委員長（以下「委員長」という）を置く。
3. 監査等委員会は、常勤の監査等委員を置くことができる。常勤の監査等委員を置く場合は特定監査等委員（会社法施行規則第132条第5項第3号及び会社計算規則第130条第5項第3号に定める者をいう。）は、常勤の監査等委員とする。

## 第3条（監査等委員会の責任と権限）

監査等委員会は、次に掲げる職務を行う責任を負い、権限を有する。

- （1）取締役の職務の執行の監査及び監査報告書の作成
- （2）直接の責任を有する機関として行う、株主総会に提出する監査報告書の作成・発行、その他の監査、レビュー、または証明業務を行う会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定及び会計監査人の監督（以下の事項を含むがこれに限られない。）
  - ① 財務報告等の会社の会計報告に関する会計監査人と経営陣の間の意見の不一致を解決すること
  - ② 会計監査人から直接業務上の報告を受けること
  - ③ 会計監査人が提供するサービス（非監査業務を含む。）の内容を事前承認すること
- （3）会計監査人または一時会計監査人の職務を行うべきものの報酬等への同意
- （4）取締役（監査等委員を除く。以下、本条において同じ。）の選任もしくは解任または辞任についての監査等委員会の意見の決定
- （5）取締役の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益をいう。以下同じ。）についての監査等委員会の意見の決定
- （6）取締役が監査等委員（補欠監査等委員を含む。）の選任に関する議案を株主総会に提出することの同意
- （7）経営幹部（取締役、執行役員その他当社又は当社グループの重要な業務執行を担う者として社内規程で定める。以下同じ。）の不正及び会社の会計、会計上の内部統制、監査に関する内部通報窓口の設置、整備及び運用
- （8）その職務を執行するうえで必要と認めた独立した弁護士その他のアドバイザーの選任

- (9) 前号に定める弁護士その他のアドバイザーへの報酬の支払い、及びその職務を執行するうえで通常必要となる費用（職務の遂行に必要なまたは適切と認められる監査等委員会の一般管理費用を含む。）のための、会社からの適切な資金提供の受領
- (10) その他法令及び定款に定められた職務

#### 第4条（開催）

監査等委員会は、原則として1箇月に1回開催する。ただし、必要があるときは随時開催することができる。

#### 第5条（招集権者）

監査等委員会は、委員長が招集し運営する。ただし、他の監査等委員も必要に応じて監査等委員会を招集することができる。

#### 第6条（招集手続）

1. 監査等委員会を招集するには、監査等委員会の日の3日前までに、各監査等委員に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### 第7条（関係者の参加）

監査等委員は必要に応じて監査等委員会の会議に関係者を出席させることができる。

#### 第8条（決議の方法）

1. 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

#### 第9条（監査等委員会の決議事項）

監査等委員会は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、下記の事項を決議する。

- (1) 委員長の選定または解職
- (2) 常勤の監査等委員の選定または解職
- (3) 法令上、監査等委員会が選定する監査等委員が行うものとされる事項を行う監査等委員の選定
- (4) 特定監査等委員の選定
- (5) 監査等委員会監査等基準の策定
- (6) 監査の方針、監査計画、監査の方法、監査職務の分担等に関する事項
- (7) 監査等委員がその職務を遂行するうえで必要となる予算その他の資源に関する事項
- (8) 本条第3号に基づき選定された監査等委員が行う職務の執行に関する事項

- (9) 監査報告の作成
- (10) 会計監査人の解任または不再任に関する決定の方針
- (11) 会計監査人の資格、業績及び独立性に関する年次の評価に基づく再任適否の決定及び取締役会への結果報告
- (12) 株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容の決定
- (13) 株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容の決定
- (14) 会計監査人が欠けた場合の一時会計監査人の職務を行うべき者の選任
- (15) 会社法第 356 条に定める取締役（監査等委員を除く。以下、本条において同じ。）の利益相反取引についての承認
- (16) 取締役の選任もしくは解任または辞任についての監査等委員会の意見の決定
- (17) 取締役の報酬等についての監査等委員会の意見の決定
- (18) 監査等委員（補欠監査等委員を含む。以下、本条において同じ。）の選任を株主総会の目的とするものの請求の決定
- (19) 監査等委員の選任に関する議案を株主総会に提出することの請求の決定
- (20) 支配権の異動を伴う募集株式の発行等が行われる際に株主に対して通知しなければならない監査等委員会の意見表明
- (21) 支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為及びその他の関連当事者との重要な取引並びに関連当事者取引に関する会社の方針についての承認
- (22) 内部監査規程及び内部監査計画の承認
- (23) 内部監査責任者の選解任、評価、報酬決定についての同意
- (24) 次の各事項に関する手続の整備
  - ① 会社の会計、会計上の内部統制または監査に関する苦情の受領、保管及び処理
  - ② 会社の従業員による会計または監査に関する疑義についての機密かつ匿名の通報
- (25) 会計監査人が違法行為（財務諸表への重大な影響の有無を問わず）を発見、または認識するに至った情報がないことの確認
- (26) その他監査等委員会の職務の執行に関し、監査等委員会が必要と認めた事項

#### 第 10 条（監査等委員会に対する報告）

1. 監査等委員は、自らの職務の執行の状況を監査等委員会に定期かつ随時に報告するとともに、監査等委員会の求めがあるときはいつでも報告しなければならない。
2. 会計監査人、取締役、内部監査部門その他の関係部門の役職員その他の者から報告を受けた監査等委員は、これを監査等委員会に報告しなければならない。
3. 監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門その他の関係部門の役職員その他の者に対して報告を求める。
4. 前 3 項に関して、監査等委員、会計監査人、取締役または内部監査部門その他の関係部門の役職員その他の者が監査等委員の全員に対して監査等委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査等委員会へ報告することを要しない。

#### 第 11 条（議事録）

監査等委員会の議事については、議事録を作成する。議事録には、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名する。

#### 第 12 条（監査等委員会事務局）

1. 監査等委員会の職務を補助するために事務局を設置する。
2. 監査等委員会が取締役会に対し、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人の設置を求めたときは、当該使用人を事務局に含めるものとする。

#### 第 13 条（改廃権限）

本規程の改廃は監査等委員会が決定する。また、監査等委員会は本規程を毎年見直すものとする。

#### 第 14 条（改廃事務等）

本規程の担当部署は、監査等委員会室とする。